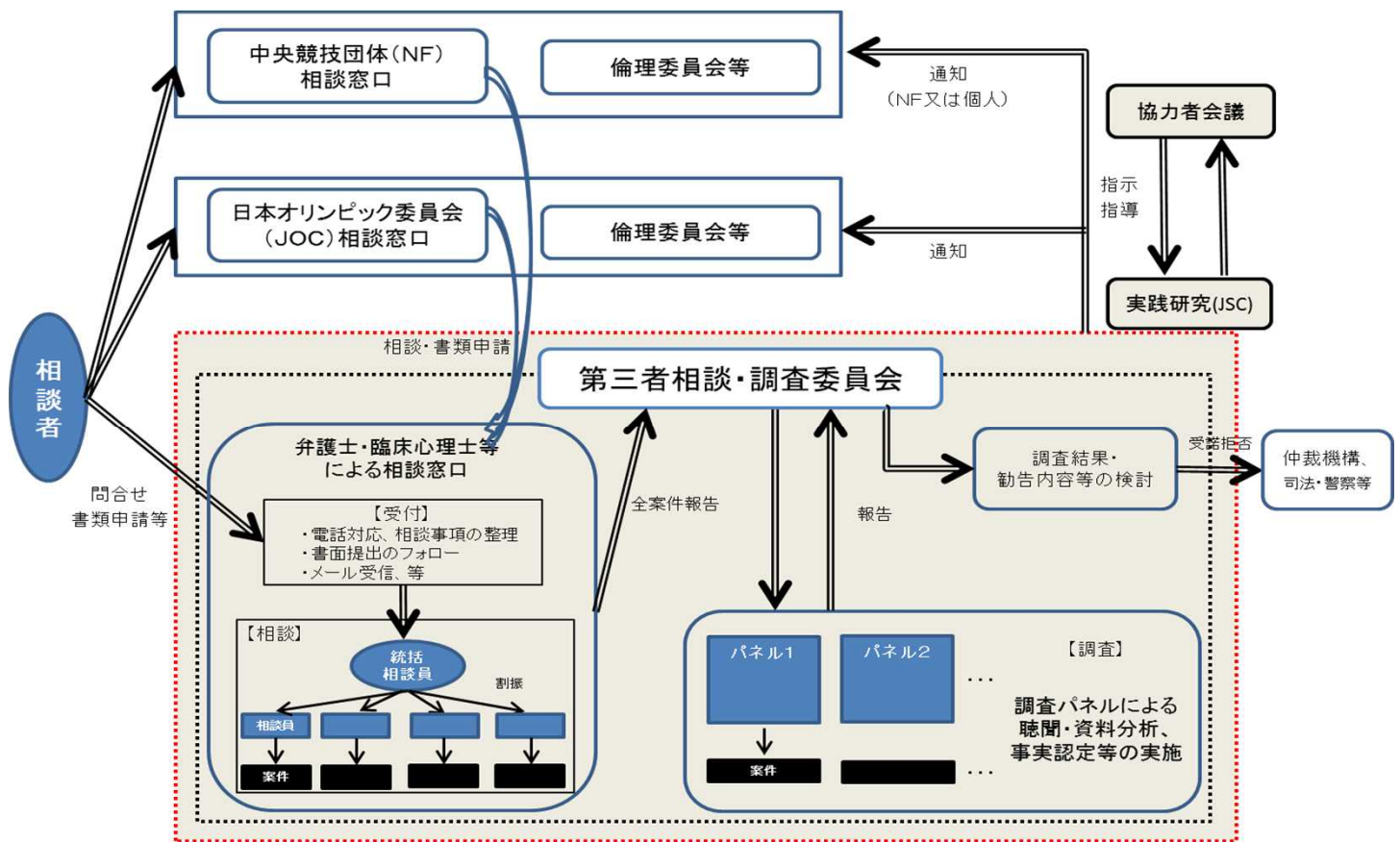


スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について



《概要》

- (1) 独立した職権により、相談・調査業務を行う第三者相談・調査委員会を置く。委員は、弁護士、臨床心理士等公正・中立な有識者が務めるものとする。
- (2) 弁護士、臨床心理士等は、相談者からの相談を受け、その結果を、委員会に報告する。第三者委員会は、相談結果を踏まえ、必要に応じて、調査を行う。
- (3) 第三者委員会は、調査の結果を踏まえ、必要に応じ、助言・勧告、他機関・団体等への仲介等必要な措置を行う。
- (4) 当面の利用対象は、トップアスリート(JOC強化指定選手、オリンピック・パラリンピック代表選手(指定終了後1年以内の者を含む。))。
- (5) 取り扱う調査事案は、1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等。
 - ① 身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為
 - ② ①に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
 - ③ その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導